



2023年5月25日

各 位

会社名 株式会社プレイド
代表者名 代表取締役執行役員 CEO 倉橋 健太
(コード番号：4165 東証グロース)

問合せ先 取締役執行役員 CFO 武藤 健太郎
(TEL. 050-5434-8563)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年6月15日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 154,043株
(3) 発行価額	1株につき779円（注1）
(4) 発行総額	119,999,497円（注2）
(5) 割当予定先	取締役1名 154,043株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

（注1） 発行価額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、2023年5月24日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である779円を基準として算出した額です。

（注2） 発行総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、2023年5月24日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である779円を基準として算出した額です。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年11月29日開催の取締役会において、今後の国内外における優秀な人材の招聘と人材流出の防止（競争力の向上）を図り、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する又は報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、概ね3年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかに行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額150百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

さらに、2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において、世界的な市場環境の変化等を受け、本制度導入時点と比較して当社の株価に大きな変動が生じたことに鑑みて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進める等の本制度の目的を維持するため、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限を年間20万株以内へと引き上げること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役1名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計119,999,497円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式154,043株を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2023年6月15日（払込期日）から2026年6月15日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点（なお、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、当該事業年度経過後三月を経過した日（2024年1月1日））をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した直後の時点（なお、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、当該事業年度経過後三月を経過した日（2024年1月1日））において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2023年12月31日以前の日であるときは、本割当株式の全部を、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年5月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である779円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上